

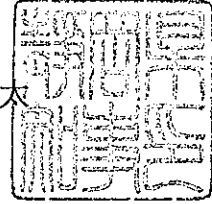


環 生 第 527 号

平成 24 年 3 月 22 日

中部地方整備局長 様

静岡県知事 川勝平太



一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）環境影響評価
事後調査計画書に関する意見について

平成 24 年 1 月 30 日付け国部整道調第 14 号で送付のあった「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）環境影響評価事後調査計画書」について、静岡県環境影響評価条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。

担当 暮らし・環境部環境局生活環境課

電話 054-221-2253

FAX 054-221-3665

一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）環境影響評価
事後調査計画書に関する意見について

平成 24 年 3 月

静 岡 県

一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）環境影響評価 事後調査計画書に関する意見について

はじめに

対象地域の下田市及び河津町は、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れる全国有数の観光地であるとともに、オオタカやモクレイシなど多様な動植物種が見られ、温泉を含めた自然や優れた自然景観を有し、昔から地域住民に親しまれている有形民族文化財が多数存在している。

これら豊かな自然環境と伝統文化を含めた生活環境を保全するため、具体化した事業計画に応じた適切な事後調査を実施する必要がある。

I 全般事項

1 事後調査の実施

工事箇所や工事期間が示されていないが、長期にわたる工事は、騒音、水質、動物及び植物に与える影響が大きいため、工事期間中の環境の変化を考慮して事後調査を行うこと。

2 事後調査中の対応

工事中において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が懸念される場合には、専門家等の指導・助言を得ながら状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じるとともに、その結果を事後調査報告書に記載すること。

II 個別事項

1 騒音

事後調査計画書では、騒音を調査項目に選定していないが、評価書で示した供用開始後の自動車騒音の予測値は、環境保全措置を講じても基準値の上限に近い値であり、供用開始後の交通量や地形的特性によっては、近隣住民や動物への影響が懸念されるため、事後調査項目に加えること。

2 水質

事後調査計画書では、工事排水の具体的な調査内容が示されていないが、工事排水による河川水の濁りや水素イオン濃度の変化は水生生物等への影響が大きいため、具体的な数値を記した自主管理基準を設けて調査を実施すること。

なお、工事期間中の局地的な豪雨や渇水期における想定外の降雨による河川水の濁りや水素イオン濃度の変化についても対策を講じるなど配慮すること。

3 動物

- (1) 鳥類は、工事期間が長期にわたることから、現在確認されていない種についても営巣地の移動等が考えられるため、改変地域付近及び周辺においては、少なくとも工事中3年毎に1回、供用開始後1回の生息調査を実施すること。
また、改変地域付近及び周辺に「まもりたい静岡県の野生生物 動物編 2004」に掲載されている鳥類が確認された場合は、保全対象に加えること。
- (2) アマゴ、タカハヤ及びカワネズミは、溪流に生息しており、長期間の工事による濁水及び水素イオン濃度の変化により生息状況に大きな影響を与えるおそれがあるため、今後、事業計画が具体化し河川内での工事を行う場合には、事後調査項目に加えること。

4 植物

モクレイシの移植先の選定に当たっては、移植先の従来 of 生態系に影響を与えないよう十分配慮すること。